

警 視 庁 関 係 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
庁 内 関 係 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警 察 庁 丁 参 組 二 発 第 11 号
令 和 7 年 9 月 9 日
警 察 庁 長 官 官 房 参 事 官
(匿名・流動型犯罪グループ対策担当)

匿流ターゲット取締りチーム運用要綱の制定について（通達）

「匿名・流動型犯罪グループの取締りターゲットの実態解明及び捜査等を推進する新たな体制の構築について（通達）」（令和7年5月22日付け警察庁丙組二発第9号ほか）により、広域的に資金獲得活動を行う匿名・流動型犯罪グループの中核的人物等のうち、特に全国的な見地から速やかに活動実態を解明した上で取り締まるべき対象等への捜査を戦略的・集中的に行うため、同グループの活動実態も踏まえて、全国警察から捜査員を集めた取締りターゲットの捜査専従体制を警視庁に構築することとされたところ、別添のとおり、「匿流ターゲット取締りチーム運用要綱」を制定し、令和7年10月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

匿流ターゲット取締りチーム運用要綱

1 目的

この要綱は、匿流ターゲット取締りチーム（以下「取締りチーム」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任務

取締りチームは、取締りターゲットに関する実態解明及び捜査等並びに海外の特殊詐欺等の犯罪拠点に関する捜査等を行うことを任務とする。

3 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるほか、「匿名・流動型犯罪グループ対策における重点取組対象事犯の指定及びその実態解明・取締り等の推進について（通達）」（令和6年12月11日付け警察庁丙組二発第17号ほか）（以下「重点通達」という。）及び「匿名・流動型犯罪グループの取締りターゲットの指定及び戦略的取締り等の推進について（通達）」（令和6年12月11日付け警察庁丙組二発第18号ほか）（以下「取締りターゲット通達」という。）に定めるところによる。

(1) 主管所属

取締りターゲット通達1(1)に掲げる主担当警察の主管課等の取締りチームの任務に係る事案を主管する都道府県警察の本部所属をいう。

(2) 警察庁指導担当所属

取締りターゲット通達1(1)に掲げる警察庁指導担当課等の取締りチームの任務に係る事案の実態解明及び捜査等について、主管所属に対して指導を行う警察庁の所属をいう。

(3) 警察庁関係所属

取締りターゲット通達1(1)に掲げる警察庁関係課等の取締りチームの任務に係る事案に関係する警察庁の所属をいう。

4 運用

(1) 運用の適否に関する協議

警察庁長官官房参事官（匿名・流動型犯罪グループ対策担当）（以下「長官官房参事官」という。）は、取締りチームの任務に係る事案を認知し、当該事案に対処するための態勢について調整を要すると認めた場合、警察庁指導担当所属及び警察庁関係所属並びに警視庁及び関係する道府県警察の司令塔と取締りチームを運用することの適否について協議を行う。ただし、各都道府県警察の司令塔が、取締りチームの任務に係る事案を認知し、実態解明及び捜査等を推進するに当たり、事件の規模、犯行形態、捜査態勢等から、取締りチームの運用を必要と認める場合は、長官官房参事官に当該協議を申し入れることとする。

なお、警視庁の司令塔が、取締りターゲットに関する実態解明及び捜査等を推進するに当たり、取締りチームの運用を必要と認める場合において、急を要し、協議の申入れをするいとまがないときは、この限りでない。

(2) 運用方針の策定

警視庁の司令塔は、取締りチームを運用する場合、4 (1)の協議を踏まえ、運用期間、活動拠点、主管所属、編成、任務等の運用方針を策定し、長官官房参事官に報告することとする。ただし、合同捜査又は共同捜査に係る運用を行う場合など、道府県警察と連携して捜査する場合は、警視庁の主管所属と関係する道府県警察の主管所属による協議の上、運用方針を策定することとする。

(3) 運用状況等の報告

警視庁の司令塔は、随時又は定期的に取り締りチームの運用状況を長官官房参事官に報告し、主管所属は、随時又は定期的に取り締りチームの任務に係る実態解明及び捜査等の推進状況を警察庁指導担当所属に報告することとする。

(4) 運用方針の変更

警視庁の司令塔は、取締りチームの運用方針を変更する場合、変更内容を長官官房参事官に報告することとする。ただし、合同捜査又は共同捜査に係る運用を行っている場合など、道府県警察と連携して捜査をしている場合は、警視庁の主管所属と関係する道府県警察の主管所属による協議の上、運用方針を変更することとする。

(5) 長官官房参事官による調整

長官官房参事官は、現に取り締りチームを運用している事案に関し、適時に任務の進捗状況等を把握し、必要に応じて、その運用に関して、警察庁指導担当所属並びに警視庁及び関係する道府県警察の司令塔と調整を行う。

(6) 運用終了の報告

警視庁の司令塔は、運用期間の経過、任務終了、運用方針の変更等により、取締りチームの運用を終了する場合、その旨を長官官房参事官に報告することとする。

5 留意事項

(1) 取締りチームの運用の適否に関する協議を円滑に開始するためには、長官官房参事官、警察庁指導担当所属、警視庁の司令塔等が取締りチームの任務に係る事案について早期に把握する必要があることから、道府県警察は、協議の申入れを行う可能性のある事案について、重点通達及び取締りターゲット通達に基づく各種報告を通じ、随時報告すること。

(2) 取締りチームの運用に関し、長官官房参事官、警察庁指導担当所属、警察庁関係所属、関係する都道府県警察の司令塔及び主管所属は、適時適切に関係情報の共有を行うこと。

(3) 取締りチームの捜査員については、職務の性質上、全国警察における匿名・流動型犯罪グループ対策に貢献しているとの観点から、自県警察における表彰、警視庁における表彰、合同捜査・共同捜査において捜査員の功績を認める警察による表彰等、様々な視点から積極的に表彰すること。

また、取締りチームの捜査員が帰県した場合において、同捜査員に対する自県警察における表彰や同捜査員の適切な異動先についても配慮すること。